

平成23年度税制改正大綱 ～相続税～

平成23年税制改正大綱が、政府の閣議決定をへて平成22年12月16日に公表されました。その改正内容のうち、相続税の改正の概要についてお知らせいたします。

1. 相続税の見直し

相続税の課税ベース及び税率構造について、次の見直しが行われます。

(1) 相続税の基礎控除

< 現行 >

定額控除	5,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円に法定相続人数を乗じた金額

< 改正案 >

定額控除	3,000万円
法定相続人比例控除	600万円 に法定相続人数を乗じた金額

(2) 死亡保険金に係る非課税限度

< 現行 >

500万円に法定相続人の数を乗じた金額

< 改正案 >

500万円に法定相続人(**未成年者・障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限ります。**)の数を乗じた金額

(3) 相続税の税率構造

最高税率が50%から55%に引き上げられ、税率構造は6段階から8段階とされます。

< 現行 >

	税率
1,000万円以下の金額	10%
3,000万円以下の金額	15%
5,000万円以下の金額	20%
1億円以下の金額	30%
3億円以下の金額	40%

3 億円超の金額 50%

< 改正案 >

	税率
1,000万円以下の金額	10%
3,000万円以下の金額	15%
5,000万円以下の金額	20%
1億円以下の金額	30%
2億円以下の金額	40%
3億円以下の金額	45%
6億円以下の金額	50%
6億円超の金額	55%

この改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

2. 未成年者控除及び障害者控除

(1) 未成年者控除

< 現行 >

20歳までの1年につき6万円

< 改正案 >

20歳までの1年につき**10万円**

(2) 障害者控除

< 現行 >

85歳までの1年につき6万円
(特別障害者については12万円)

< 改正案 >

85歳までの1年につき**10万円**
(特別障害者については**20万円**)

この改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。